

令和 2 年度 甌島地域短期滞在者家賃等補助金

評価表

NO.

29

所管部課名	商工観光部 商工政策課			担当者	南				
事務事業名	雇用対策事業								
根拠法令	薩摩川内市甌島地域短期滞在者家賃等補助金交付要綱								
補助経過年数	1年以上5年以下								
令和2年度 予算額	1,375千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容		
		千円	1,375千円		千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	短期滞在者を受け入れた中小企業等の件数			10（累計）		令和7年度			
成果指標②	中小企業等の新規雇用者数			10		令和7年度			
補助対象者	島外から1か月以上3年以内の期限付で、短期滞在者を受け入れた甌島地域の中小企業等 ※短期滞在者の年齢は50歳未満であること。								
補助対象経費	中小企業等が負担した短期滞在者の滞在に要する家賃及び交通費の一部								
補助対象事業・活動の内容	甌島地域の中小企業等の人材確保を図るため、甌島地域の中小企業等が島外から短期的に従業員(短期滞在者)を雇い入れた場合、中小企業等が負担した短期滞在者の滞在に要する家賃及び交通費の一部を補助するもの								
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は補助率	家賃補助金 家賃1月分×5/10×12月分 ※月額上限額15,000円 交通費 短期滞在者一人当たり月往復1回船賃×5/10×12か月分								
上記項目の積算方法	予算の範囲内								
補助を受ける事業（団体）等の状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		110,180	50.2%	109,600	50.2%	
		会費収入	-			0.0%		0.0%	
		事業収入	-			0.0%		0.0%	
		家賃船賃自己負担	-		110,180	50.2%	109,600	50.2%	
		市補助金	-		109,300	49.8%	108,800	49.8%	
			-			0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）	-			0.0%		0.0%	
		計	0		219,480	100.0%	218,400	100.0%	
	支出	事業費	-			0.0%		0.0%	
		人件費	-			0.0%		0.0%	
		その他事務費	-			0.0%		0.0%	
		家賃船賃	-		219,480	100.0%	218,400	100.0%	
			-			0.0%		0.0%	
			-			0.0%		0.0%	
			-			0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）	-			0.0%		0.0%	
			計	0		219,480	100.0%	218,400	100.0%
			支出計/前年度支出計					99.5%	
		自己資金/前年度自己資金					99.5%		
		翌年度繰越金/市補助金	0.0%				0.0%		
	交付件数			1		1			
成果指標の推移①			1（累計）		2（累計）				
成果指標の推移②			1		1				
特記すべき事項等	【前回評価】 該当なし 【前回評価への回答】 該当なし 【事業のPR方法】 市HP掲載や商工会等への周知、また、甌島の事業者への周知を行っている。 【費用対効果】 利用実績が伸びていない。 【補助事業以外の事業】 上甌地域雇用・移定住対策協議会と下甌地域雇用・移定住対策協議会において中小企業等の人材確保を図るため取組を行っている。 【その他】 該当なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌島地域の中小企業等が甌島地域以外の地域の者を短期滞在者として受け入れた場合に、当該中小企業等が要した負担を軽減することにより、人材確保及び経営の安定化を図り、もって地域経済の発展に寄与するものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	人手不足が深刻化している甌島地域の中小企業等の人材確保及び経営の安定化を図るための支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	島内事業者からの要望、意見を踏まえ設けた補助制度であるが、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化等による検討が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業者の人材確保及び経営の安定化を図るものであるため、事業者が行う方が適切である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	人材確保及び経営の安定化を図る事業者に補助するものであり、当事業は妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	甌島地域の中小企業等が、島外から短期的に従業員（短期滞在者）を雇い入れた場合、中小企業等が負担した短期滞在者の滞在に要する家賃及び交通費の一部を補助するものであり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 利用実績が少ないが、新型コロナウイルス感染症の影響、今後の景気動向、市内事業者の雇用情勢等を把握しながら現状のまま継続で進めたい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 新型コロナウイルス感染症の影響、今後の景気動向、甌島内事業者の経営や雇用に関する状況等を把握しながら進めたい。		≪まとめ≫

○薩摩川内市甑島地域短期滞在者家賃等補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第247号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、甑島地域短期滞在者家賃等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地理的条件等から人手不足が深刻化している甑島地域において、中小企業等が甑島地域以外の地域の者を短期滞在者として受け入れた場合に、当該中小企業等が要した負担を軽減することにより、人材の確保及び経営の安定を図り、もって地域経済の発展に寄与するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 常時使用する従業員の数が300人以下である中小企業、法人その他の団体で甑島地域に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む団体であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないと市長が認めるもの

(2) 短期滞在者 甑島地域以外の地域から中小企業等に1箇月以上3年以内の期限付で雇用された者で、雇用時において甑島地域以外の地域に住所を有し、かつ満50歳未満のもの

(補助金の交付)

第4条 市長は、中小企業等が短期滞在者の家賃（宿泊施設への宿泊費は除く。）及び交通費（以下「家賃等」という。）を負担した場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業等に対し、補助金を交付する。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 家賃 短期滞在者の 1 箇月分の家賃のうち、中小企業等が負担した額に 10 分の 5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、1 万 5 千円を限度とする。）に中小企業等が負担した月数を乗じて得た額とし、短期滞在者 1 人当たり 12 箇月分に相当する額を上限とする。

（２） 交通費 短期滞在者の 1 箇月分の船賃（1 往復分を上限とする。）のうち、中小企業等が負担した額に 10 分の 5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に中小企業等が負担した月数を乗じて得た額とし、短期滞在者 1 人当たり 12 箇月分に相当する額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、短期滞在者 1 人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して 3 箇月以内に、甑島地域短期滞在者家賃等補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（１） 第 4 条の規定に該当することとなった日（以下「基準日」という。）の属する月（以下「基準月」という。）から 6 箇月までの家賃等に対する補助金 基準日から 6 箇月を経過した日又は短期滞在者の雇用が満了した日のいずれか早い日

（２） 基準月から数えて 7 箇月から 12 箇月までの家賃等に対する補助金 基準日から 12 箇月を経過した日又は短期滞在者の雇用が満了した日のいずれか早い日

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１） 家賃等を負担したことを証する書類

（２） 短期滞在者を 1 箇月以上雇用したことを証する書類

（３） 短期滞在者が雇用時において甑島地域以外の地域に住所を有することを証する書類

（４） 市税の滞納がない旨の証明書

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交

付することが適当であると認めるときは、甌島地域短期滞在者家賃等補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に甌島地域短期滞在者家賃等補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（請求に対する交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員をして補助対象事業に係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1） 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業等の人材の確保及び経営の安定とする。

（見直しの期間）

第13条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第14条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業等の新規雇用者数を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。